

○御殿場市プロジェクト「TOUKAI—0」総合支援事業費補助金交付要綱

令和3年3月26日

告示第145号

御殿場市プロジェクト「TOUKAI—0」総合支援事業費補助金交付要綱（平成28年御殿場市告示第50号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 市長は、地震発生時における建築物等の倒壊等による災害の軽減及び市民の生命並びに財産の保全を図るため、御殿場市プロジェクト「TOUKAI—0」総合支援事業（以下「補助事業」という。）を実施する者に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、御殿場市補助金交付規則（昭和30年御殿場市規則第12号）及びこの要綱の定めるところによる。

（定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 御殿場市プロジェクト「TOUKAI—0」総合支援事業 次号から第6号までに掲げる事業
- (2) 木造住宅耐震補強等事業 社会資本整備総合交付金交付要綱（平成22年3月26日付け国官会第2317号）及び静岡県プロジェクト「TOUKAI—0」総合支援事業費補助金交付要綱（平成18年4月3日付け住安第2号。以下「県要綱」という。）（以下「国要綱等」という。）に基づき、木造の既存住宅の補強計画の策定及び補強工事を行う事業
- (3) 木造住宅除却事業 国要綱等に基づき、危険住宅の全部を除却する工事（以下「除却工事」という。）を行う事業
- (4) 建築物等耐震診断事業 国要綱等に基づき、既存建築物（木造の既存住宅を除く。）の耐震診断（建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号。以下「耐震改修促進法」という。）第2条第1項に規定する耐震診断をいう。以下同じ。）を行う事業
- (5) ブロック塀等除却事業 国要綱等に基づき、ブロック塀等の全部を撤去する工事（以下「撤去工事」という。）を行う事業
- (6) ブロック塀等建替え事業 国要綱等に基づき、ブロック塀等の建替え工事（ブロック塀等の全部を撤去し、安全な他の塀、柵等（組積造のものを除く。）に転換するための工事をいう。以下同じ。）を行う事業
- (7) 既存建築物 昭和56年5月31日以前に建築された建築物及び同日において工

- 事中であった建築物（国、地方公共団体その他の公の機関が所有するものを除く。）
- (8) 既存住宅 既存建築物のうち専ら居住の用に供する建築物又は延べ床面積の2分の1以上を居住の用に供する建築物であって、居住のために継続して利用するもの
- (9) 危険住宅 木造の既存住宅のうち耐震診断の結果、構造耐震指標の値（建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針（平成18年国土交通省告示第184号別添。以下「耐震診断指針」という。）に規定する構造耐震指標の値をいう。以下同じ。）が1.0未満と判定されたもの又は特定行政庁（建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第1項第35号に規定するものをいう。）から耐震診断及び耐震改修について指導及び助言を受けたもの
- (10) 高齢者等住宅 木造の既存住宅のうち次のいずれかに該当するもの（賃貸の用に供する住宅を除く。）
- ア 居住する全ての者が65歳以上である住宅
  - イ 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者で、障害の程度が身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）第5条第3項に規定する身体障害者障害程度等級表の1級又は2級の障害に該当する者が居住する住宅
  - ウ 介護保険法（平成9年法律第123号）第19条各項の規定により要介護認定又は要支援認定を受けている者が居住する住宅
  - エ 療育手帳制度について（昭和48年9月27日付け厚生省発児第156号厚生事務次官通知）第5の2の規定により療育手帳の交付を受けている者が居住する住宅
  - オ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者が居住する住宅
- (11) 在宅避難促進住宅 木造の既存住宅のうち次のいずれにも該当するもの
- ア 寝室及び居間等に設置された家具の固定について県要綱に定める要件を満たす住宅
  - イ 補強工事の間、別に定める補強工事のPR看板を設置し、かつ県要綱に定める要件を満たす広報を行う住宅
- (12) 補強計画 既存建築物（耐震診断による構造耐震指標の値（以下「診断値」という。）が1.0（在宅避難促進住宅にあつては0.7）未満と判定されたものに限る。）の補強後の耐震性の評価による構造耐震指標の値（以下「計画値」という。）を1.0（在宅避難促進住宅にあつては1.2）以上とするための計画
- (13) 補強工事 耐震改修（耐震改修促進法第2条第2項に規定する耐震改修をいう。）

以下同じ。) のための工事のうち当該建築物の補強計画に基づくもの

(14) ブロック塀等 コンクリートブロック塀、石塀、れんが塀その他これらに類する組積造の塀（これらが定着する基礎及び控え壁を含み、門扉、門柱、柵その他の工作物に係る部分を除く。）（国、地方公共団体その他の公の機関が所有するものを除く。）

(15) 通学路 児童及び生徒が、市内の小学校又は中学校に通学するために使用する経路

(16) 静岡県耐震診断補強相談士 静岡県耐震診断補強相談士認定制度要綱（平成13年7月23日付け住安第196号建築安全推進室長通知）に基づき静岡県知事が認定した者

（補助の区分等）

第3条 補助の区分、補助の対象、補助金額等は、別表に定めるとおりとする。

（耐震診断の方法等）

第4条 補助事業に係る既存建築物の耐震診断及び補強後の耐震性の評価（以下「診断及び評価」という。）は、耐震診断指針に定める方法又は国土交通大臣がこれと同等以上と認める方法によるものとする。

2 補助事業に係る既存建築物の診断及び評価は、建築士法（昭和25年法律第202号）第2条第2項に規定する1級建築士若しくは同条第3項に規定する2級建築士又は同条第4項に規定する木造建築士が属する建築士事務所が行わなければならない。ただし、同法第3条に規定する用途又は規模の建築物に係るものについては、1級建築士が行わなければならない。

3 補助事業に係る既存建築物（木造の既存住宅に限る。この項において同じ。）の耐震診断は、建築士事務所に属する静岡県耐震診断補強相談士が行うものとし、当該静岡県耐震診断補強相談士は、当該既存建築物の耐震診断を行ったときは、当該既存建築物の所有者等に対し、耐震診断結果報告書（様式第1号）によりその結果を報告しなければならない。

4 補助事業に係る既存建築物（耐震改修促進法第14条第1号に掲げる建築物又は階数が3以上で床面積の合計が1,000平方メートル以上の建築物に限る。）の補強後の耐震性の評価は、あらかじめ耐震判定委員会（一般社団法人日本建築防災協会の既存建築物耐震診断・改修等推進全国ネットワーク委員会規約第8条第2項に基づき登録された団体をいう。以下同じ。）による評価を受けなければならない。

5 補助事業に係るブロック塀等の撤去工事又は建替え工事の要否は、あらかじめ市職員が次の各号に掲げる事項を調査し、判定するものとする。

- (1) ブロック塀等の種類
- (2) ブロック塀等の総延長及び補助の対象となる延長
- (3) ブロック塀等の厚さ及び高さ
- (4) 前各号に掲げるもののほか撤去工事又は建替え工事の要否に関し必要な事項  
(交付の申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、御殿場市プロジェクト「TOUKAI—0」総合支援事業費補助金交付申請書（様式第2号）に、次に定める書類を添えて、あらかじめ市長に提出しなければならない。

- (1) 案内図
- (2) 配置図
- (3) 申請者の住民票（法人にあっては、法人の登記事項証明書）
- (4) 事業計画書（様式第3号）
- (5) 見積書（補助事業に係る工種及び経費を明らかにしたものに限る。）の写し
- (6) 前各号に掲げるもののほか市長が必要と認める書類

2 次の各号に掲げる事業に該当する場合は、前項に定める書類に当該各号に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 木造住宅耐震補強等事業

ア 既存建築物の建築年月の分かる書類（昭和56年5月31日において工事中であった建築物にあっては、同日において工事中であったことが分かる書類）

イ 耐震診断結果報告書の写し

ウ 既存建築物の診断及び評価を行う者の静岡県耐震診断補強相談士登録証の写し

エ 既存建築物の各階平面図

オ 既存建築物の所有者以外の者が申請者である場合は、当該所有者の承諾書

カ 高齢者等住宅にあっては、第2条第10号アからオまでに掲げる住宅であることが分かる書類

キ 在宅避難促進住宅にあっては、家具の配置、高さ及び居住者の寝る場所並びに座る場所の分かる図面

(2) 木造住宅除却事業

ア 前号アに掲げる書類

イ 前号イに掲げる書類

ウ 前号オに掲げる書類

(3) 建築物等耐震診断事業

ア 第1号アに掲げる書類

- イ 第1号ウに掲げる書類又は既存建築物の診断及び評価を行う者の資格を証明する書面の写し
  - ウ 第1号エに掲げる書類
  - エ 第1号オに掲げる書類
  - オ 当該建築物の延べ床面積計算書
- (4) ブロック塀等除却事業及びブロック塀等建替え事業
- ア 既存のブロック塀等の立面図及び断面図
  - イ 既存のブロック塀等の所有者以外の者が申請者である場合は、当該所有者の承諾書
  - ウ ブロック塀等建替え事業にあつては、安全な他の塀、柵等に転換するための工事に関する設計図書（平面図、立面図及び断面図等）
- (交付の決定)

第6条 市長は、前条各項に規定する書類の提出があつたときは、その内容を審査し、補助金の交付の可否を決定するものとする。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付の可否を決定したときは、御殿場市プロジェクト「TOUKAI—0」総合支援事業費補助金交付（不交付）決定通知書（様式第4号。以下「交付決定通知書」という。）により当該申請者に通知するものとする。

(交付の条件)

第7条 市長は、前条第1項の規定により補助金の交付を可と決定する際に、次の各号に掲げる事項を交付の条件として付するものとする。

- (1) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに市長に報告してその指示を受けなければならないこと。
- (2) 補助事業の期間内において市長から当該補助事業に関する報告を求められた場合は、速やかに従わなければならないこと。
- (3) 補助事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業の完了の日から15年を経過するまで、市長の承認を受けずに、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならないこと。
- (4) 市長の承認を受けて前号の財産を処分することにより収入があつた場合には、その収入の全部又は一部を市に納付させることがあること。
- (5) 補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、当該帳簿及び証拠書類を補助事業の完了の日（補助事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5

年間保管しておかなければならないこと。

(6) 補助事業の完了後に消費税及び地方消費税の申告によりこの補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合は、速やかに市長に報告しなければならないこと。また、この場合において、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部を市に納付させることがあること。

(7) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならないこと。

(8) 前各号に掲げるもののほか補助事業の適正な執行に関し市長が必要と認めること。

(補助事業の変更等)

第8条 第6条第2項の規定により補助金の交付を可とする交付決定通知書を受けた者（以下「補助決定者」という。）は、当該交付決定通知書を受けた後において補助事業の内容を変更しようとするときは、御殿場市プロジェクト「TOUKAI—0」総合支援事業費補助金変更申請書（様式第5号）に次の各号に掲げる書類を添えて、あらかじめ市長に提出しなければならない。

- (1) 事業変更計画書（様式第3号）
- (2) 変更しようとする内容の分かる書類
- (3) 前2号に掲げるもののほか市長が必要と認める書類

2 前項の規定による変更申請に係る交付の決定は、第6条各項の規定を準用する。

3 補助決定者は、第6条第2項に規定する交付決定通知書を受けた後において補助事業の内容を中止し、又は廃止しようとするときは、御殿場市プロジェクト「TOUKAI—0」総合支援事業費補助金中止（廃止）届（様式第6号）に交付決定通知書を添えて、市長に提出しなければならない。

(実績の報告等)

第9条 補助決定者は、補助事業の完了の日から起算して1月を経過した日又は当該補助金の交付の決定を受けた日の属する年度の末日のいずれか早い日までに御殿場市プロジェクト「TOUKAI—0」総合支援事業費補助金実績報告書（様式第7号。以下「実績報告書」という。）に次に定める書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業実績書（様式第3号）
- (2) 領収書の写し
- (3) 申請者の住民票（申請前と住所が異なる場合に限る。）
- (4) 前各号に掲げるもののほか市長が必要と認める書類

2 次の各号に掲げる事業に該当する場合は、前項に定める書類に当該各号に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 木造住宅耐震補強等事業

- ア 補強計画書（補強後の耐震性能に関する評価の根拠及び補強方法、工法及び補強箇所等を明示したもの）
- イ 耐震補強計画報告書兼承認書（様式第8号）
- ウ 補強工事に係る工事写真（施工前、施工中及び施工後が確認できるもの）
- エ 完成平面図（補強方法、工法、補強箇所及び写真撮影方向等を明示したもの）
- オ 補強工事に係る工事監理報告書の写し
- カ 在宅避難促進住宅にあっては、第2条第11号ア及びイの実施等が確認できるもの

(2) 木造住宅除却事業

- ア 除却工事に係る工事写真（施工前及び施工後が確認できるもの）
- イ 新築住宅に係る建築基準法第6条第1項又は同法第6条の2第1項の規定による確認済証の写し（建替えである場合に限る。）
- ウ 除却建築物に係る建築基準法第15条第1項の規定による建築物除却届の写し

(3) 建築物等耐震診断事業

- ア 耐震診断結果報告書の写し
- イ 耐震診断の算定根拠を示す書類
- ウ 耐震診断の際に用いた図面（各階平面図、軸組図及び伏図）
- エ 耐震評定書（第4条第4項の既存建築物の場合に限る。）の写し

(4) ブロック塀等除却事業及びブロック塀等建替え事業

- ア 撤去工事又は建替え工事に係る工事写真（施工前及び施工後が確認できるもの）
- イ ブロック塀等建替え事業にあっては完成図（平面図、断面図及び立面図）

（補助金の額の確定）

第10条 市長は、前条に規定する報告を受けた場合は、その内容を審査し、適当と認めるときは、補助金の額を確定し、御殿場市プロジェクト「TOUKAI—0」総合支援事業費補助金交付額確定通知書（様式第9号）により補助決定者に対して通知するものとする。

（補助金の請求）

第11条 補助決定者は、前条の通知書を受領した日から起算して10日以内に御殿場市プロジェクト「TOUKAI—0」総合支援事業費補助金請求書（様式第10号）を市長に提出しなければならない。

(補助金交付の取消し)

第12条 市長は、補助決定者が次の各号のいずれかに該当した場合には、補助金の交付の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正な行為により補助金の交付を受け、又は受けようとしたとき。
- (2) この要綱の規定に基づく指示に違反したとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が不適當であると認めたとき。

2 市長は、第8条第3項の規定による補助事業の中止若しくは廃止の届出があったとき又は市長が別に定める期限までに補助事業が完了しないと認めたときは、補助金の交付の全部又は一部を取り消すことができる。

3 市長は、前2項の規定による取消しを決定したときは、その旨を補助決定者に対し通知するものとする。

(補助金の返還)

第13条 市長は、前条の規定により、補助金の交付を取り消した場合、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、補助金の返還を命ずることができる。

(消費税仕入控除税額に係る取扱い)

第14条 補助対象経費に含まれる消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額（以下「消費税仕入控除税額」という。）がある場合の取扱いは、次のとおりとする。

- (1) 交付の申請における消費税仕入控除税額等の減額 補助金に係る消費税仕入控除税額等（消費税仕入控除税額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税の税率を乗じて得た額との合計額に補助金所要額を補助対象経費で除して得た率を乗じて得た金額をいう。以下「補助金控除税額等」という。）がある場合には、これを補助金所要額から減額して交付の申請をすること。ただし、申請時において補助金控除税額等が明らかでない場合は、この限りでない。
- (2) 実績の報告における補助金控除税額等の減額 実績報告書を提出するに当たり、補助金控除税額等が明らかになった場合は、その金額を補助金額から減額して報告すること。
- (3) 補助金控除税額等の確定に伴う補助金の返還 実績報告書の提出後に、消費税及び地方消費税の申告等により補助金控除税額等が確定した場合は、御殿場市プロジェクト「TOUKAI—0」総合支援事業費補助金消費税仕入控除税額等報告書（様式第11号）により速やかに市長に報告するとともに、その金額が前2号の規定により減じた額を上回る場合は、その差額を市に返還しなければならないこと。



(状況の確認等)

第15条 市長は、補助事業を適正に執行する範囲内において、申請者及び補助決定者に対し報告を求め、又は職員に調査をさせることができる。

(補則)

第16条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和3年4月1日から施行する。

(御殿場市プロジェクト「TOUKAI—0」総合支援事業費補助金交付要綱の一部を改正する告示等の廃止)

2 次の各号に掲げる告示は、廃止する。

(1) 御殿場市プロジェクト「TOUKAI—0」総合支援事業費補助金交付要綱の一部を改正する告示(平成29年御殿場市告示第26号)

(2) 御殿場市プロジェクト「TOUKAI—0」総合支援事業費補助金交付要綱等の一部を改正する告示(令和2年御殿場市告示第483号)

(経過措置)

3 この告示の施行の際現に改正前の御殿場市プロジェクト「TOUKAI—0」総合支援事業費補助金交付要綱の規定により交付されている通知書は、この告示の相当規定により交付されたものとみなす。

別表(第3条関係)

補助区分	補助対象	補助金額等
木造住宅耐震補強等事業	(1) 当該補助事業を実施する者(市内に住所を有する者に限る。次号について同じ。)が補強計画(次のア又はイの要件を満たすもの)を策定するために要する経費 ア 補助事業を実施する既存住宅の計画値が診断値よりも0.3以上上がること。 イ 耐震補強以外の工法を用いること等によりアと同等以上の効果があると認められるものであること。 (2) 当該補助事業を実施する者が補	ア 高齢者等住宅以外の場合 1棟ごとに左欄第2号に掲げる経費に10分の8を乗じた額と補助基準額とを比較していずれか少ない額 イ 高齢者等住宅の場合 1棟ごとに左欄第2号に掲げる経費に10分の8を乗じた額と補助基準額とを比較していずれか少ない額に、補助対象経費から当該額を減じた額と20万円とを比較していずれか少ない額を当該額に加えた額 ウ 在宅避難促進住宅の場合

	助事業を実施する既存住宅の補強工事を行うために要する経費	ア又はイの額に、補助対象経費から当該額を減じた額と15万円を比較していずれか少ない額を当該額に加えた額
木造住宅除却事業	危険住宅の存する土地又は隣接する土地に、当該危険住宅を除却した後に居住する者が危険住宅の除却工事を行うために要する経費	1棟ごとに、左欄に掲げる経費に100分の23を乗じて得た額と補助基準額とを比較していずれか少ない額
建築物等耐震診断事業	当該補助事業を実施する者が補助事業を実施する既存建築物の耐震診断を行うために要する経費	1棟ごとに、左欄に掲げる経費と補助基準額とそれぞれ比較して、いずれか少ない額に3分の2を乗じて得た額
ブロック塀等除却事業	当該補助事業を実施する者が静岡県地震対策推進条例（平成8年静岡県条例第1号）第17条第5項に規定する緊急避難路、避難路又は通学路（私道を除く。）、若しくは避難地（以下「緊急避難路等」という。）に面するブロック塀等（道路の地盤面からの高さが60センチメートルを超えるものをいう。以下同じ。）の撤去工事を行うために要する経費	1敷地ごとに、左欄に掲げる経費と補助基準額とそれぞれ比較して、いずれか少ない額に3分の2を乗じて得た額（266,000円を限度とする。）
ブロック塀等建替え事業	当該補助事業を実施する者が緊急避難路等に面するブロック塀等の建替え工事を行うために要する経費	1敷地ごとに、左欄に掲げる経費と補助基準額とそれぞれ比較して、いずれか少ない額に3分の2を乗じて得た額（432,000円を限度とする。）

#### 備考

- 1 1棟ごとに補助金額等の欄に掲げる額に1,000円未満の端数が生じたときは、当該端数を切り捨てた額を補助金の額とする。
- 2 次の各号に掲げる事業の補助基準額は、当該各号に定める額をいう。
  - (1) 木造住宅耐震補強等事業 1,000,000円
  - (2) 木造住宅除却事業 300,000円
  - (3) 建築物等耐震診断事業 次に掲げる額

ア 一戸建ての住宅の場合 136,000円

イ 一戸建ての住宅以外の場合 次の表の左欄に掲げる延べ床面積の区分につき  
右欄に掲げる基準額を合算した額

延べ床面積	基準額
1,000平方メートル以内の部分	1平方メートルにつき3,670円を乗じて得た額
1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内の部分	1平方メートルにつき1,570円を乗じて得た額
2,000平方メートルを超える部分	1平方メートルにつき1,050円を乗じて得た額

(4) ブロック塀等除却事業 ブロック塀等の長さ1メートルにつき20,000円を乗じて得た額

(5) ブロック塀等建替え事業 ブロック塀等の長さ1メートルにつき58,400円を乗じて得た額

#### 附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の際現に改正前の御殿場市プロジェクト「TOUKAI-0」総合支援事業費補助金交付要綱の規定により交付されている通知書は、この告示の相当規定により交付されたものとみなす。